

議案第50号  
宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正の内容について

1 改正の概要

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正（令和5年5月11日施行）され、マイナンバーカードに記録された電子証明書についてスマートフォン（当面はAndroidの対象端末のみ）への搭載が可能となり、将来的に、電子証明書が搭載されたスマートフォンで、コンビニ等に設置する多機能端末において証明書の交付を受けるサービス（以下、「コンビニ交付サービス」という。）を利用することが可能となります。

このことから、関連する宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例について、規定を改めるものです。

2 コンビニ交付サービスの状況

平成28年6月 … コンビニ交付サービス開始

※「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「戸籍証明書（全部事項・個人事項）」が対象

令和4年2月 … コンビニ交付サービス対象拡大

※「課税証明書」、「戸籍の附票」を対象に追加

令和5年中 … コンビニ交付サービス（スマホ用電子証明書対応）

※コンビニ交付サービスを提供する地方公共団体情報システム機構のシステム改修、コンビニに設置する多機能端末機のソフトウェア更新が必要となり、年内のサービス開始を予定

3 その他

システム不具合を起因とした他自治体でのコンビニ交付サービスの誤交付事案について、本市においては、今回不具合が発生した自治体とは異なるシステムを採用しており、導入前の負荷テストも十分に実施していることや、誤交付の主原因とされている複数の交付申請があった場合の排他制御についても、申請情報と発行情報を特定のIDにより関連付ける等、誤交付に対する必要な対策を講じていることから、同種の事案が発生しないことをシステム事業者へ確認しています。